

福山市立加茂中学校いじめ防止等に係る基本方針

平成26年4月1日策定

(令和8年8月見直し)

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。さらに、生徒一人一人が、自分の良さや可能性を認識し、豊かな人生を切り拓くことや、互いの立場や人格を尊重し、心身ともに健やかに成長できる教育的環境の実現を目指し、以下の3点を重点的に推進する。

- (1) 生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進
- (2) 「いじめ防止委員会の」機能化
- (3) いじめの重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え

2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害生徒・保護者の意向への配慮を十分した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 基本的な考え方

いじめの問題に取り組むに当たっては、生徒実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、教職員および関係者の認識の共有と徹底を図る。

(1) いじめの認識

ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。

イ いじめは、全ての生徒に関係する問題である。

(2) いじめの未然防止・いじめ見逃しゼロ

ア 教育活動を通じて、自他の個性と他者の主体性を尊重しながら、相手の立場に立って考え自らの行動を決断し、実行する力を育むことや、相互扶助的で、心のふれ合いを基盤とした人間関係づくりに取り組む。

イ 生徒一人一人にとって「居場所」となる「学校並びに学級づくり」を推進するとともに、不安や悩みをいつでも相談できる風土を醸成し、自己実現を支える。

ウ 生徒の「違い・変化」など、些細な兆候であっても、疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

エ 端末等を活用した「心の健康観察」、定期的なアンケート調査や教育相談の実施（個別面談の実施）、電話相談窓口等の周知等により、生徒が相談できる体制・環境を整備し、いじめを見逃さないための体制を構築する。

オ 「インターネットやSNS等による登校・拡散を通じて行われるいじめ」の未然防止及び早期対応に向け、警察と迅速に連携する体制を強化するとともに、保護者や関係機関と連携した取組を展開する。

(3) 指導方針

ア いじめは絶対に許されないという認識のもと、毅然とした態度でいじめられている生徒の立場に立って指導する。

イ 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒や家族の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるように指導する。

ウ いじめの問題への対応は、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題であり、生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や生徒自らいじめをなくそうとする態度を身に付けるなど、望ましい集団づくりとあわせて指導する。

(4) 組織的な対応

ア 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。

イ いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員だけで判断したり、担任等だけが抱え込んだりすることなく、学校が一丸となって対応する。

ウ いじめの問題への対応においては、対象生徒の安全確保や心のケアを迅速に行うために、家庭と十分な連携をとりながら、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

4 実施体制

いじめの問題に取り組むに当たり、教職員は平素からいじめを認知した場合の対処の在り方について、理解を深めておく。

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、校内に設置している「いじめ防止委員会」を活用する。

5 いじめの防止等に係る具体的な対応

「いじめ防止委員会」は、次の各項について生徒指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

- (1) いじめの防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- (2) いじめの防止等に係る校内研修計画の策定
- (3) いじめの防止等に係る関係機関連携
- (4) いじめの防止等を目的とする年間計画
- (5) いじめの防止等に係る生徒及び保護者への啓発・広報
- (6) いじめの防止等に係る相談窓口の設置・広報
- (7) いじめを認知した場合の対応プログラムの策定
- (8) 重大事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- (9) 必要に応じた心理等外部専門家の招聘

6 重大事態への対応

いじめの中には、生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、「4」の「いじめ防止委員会」を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処する。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。
 - 二 いじめにより、本校に在籍する生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生徒が自殺を企図した場合 等）
 - 三 いじめにより、本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（明確な理由なく連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）

(2) 具体的な対応

発生事案について、「いじめ防止委員会」において重大事態と判断した場合は、福山市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- (ウ) 福山市教育委員会及び警察等関係機関との連携

- (エ) P T A役員等との連携
- (オ) 関係生徒への指導
- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 関係生徒の学級・学年及び全校生徒への指導

イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組

- (ア) 福山市教育委員会との連携のもとで、指導計画の策定
- (イ) 問題の背景・課題の整理、教訓化
- (ウ) 取組の見直し、改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

7 取組の検証と実施計画等の見直しについて

- (1) 「いじめ防止委員会」において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- (2) 「いじめ防止委員会」において、各種アンケートやいじめの認知件数、いじめの解決件数、並びに不登校生徒数などいじめの防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組を検証し、次年度の年間計画を策定する。